

# 給水装置工事の手続きについて

三浦市上下水道部

## 目 次

	ページ
<a href="#">はじめに</a> .....	1
1 <a href="#">事前相談</a> .....	1
2 <a href="#">設計</a> .....	1
3 <a href="#">給水装置工事申込書の作成</a> .....	2
4 <a href="#">工事の申込み</a> .....	3
5 <a href="#">受付・審査・承認</a> .....	3
6 <a href="#">施工</a> .....	4
7 <a href="#">工事完成</a> .....	5
8 <a href="#">しゅん工検査</a> .....	6
9 <a href="#">メーター取付</a> .....	7
10 <a href="#">配管図の提出</a> .....	7
11 <a href="#">確認と保管</a> .....	7
<a href="#">水道利用加入金の額・手数料</a> .....	9
記入（作成）例	
<a href="#">給水装置工事申込書</a> .....	2
<a href="#">本管分岐施行カード</a> .....	4
<a href="#">給水申込（開始）届</a> .....	5
<a href="#">工事完成届</a> .....	6
<a href="#">しゅん工検査カード</a> .....	7
様 式	
<a href="#">給水装置工事申込書（第 1 号様式）新設</a> .....	Y 1
<a href="#">給水装置工事申込書（第 1 号様式）増設・改造・撤去</a> .....	Y 2
<a href="#">給水装置工事設計変更（申込取消）届（第 3 号様式）</a> .....	Y 3
<a href="#">本管分岐施行カード（第 4 号様式）</a> .....	Y 4
<a href="#">工事完成届（第 5 号様式）</a> .....	Y 4
<a href="#">しゅん工検査カード（第 6 号様式）</a> .....	Y 4
<a href="#">給水申込（開始・再開・中止・廃止）届（第 10 号様式）</a> .....	Y 5
<a href="#">代理人選定（変更）届（第 11 号様式）</a> .....	Y 6
<a href="#">管理人選定（変更）届（第 12 号様式）</a> .....	Y 6
<a href="#">給水装置用途変更届（第 17 号様式）</a> .....	Y 7
<a href="#">給水装置所有権移転届（第 19 号様式）</a> .....	Y 7
<a href="#">給水使用者変更届（第 21 号様式）</a> .....	Y 8
<a href="#">給水装置所有者（代理人）変更届（第 22 号様式）</a> .....	Y 8

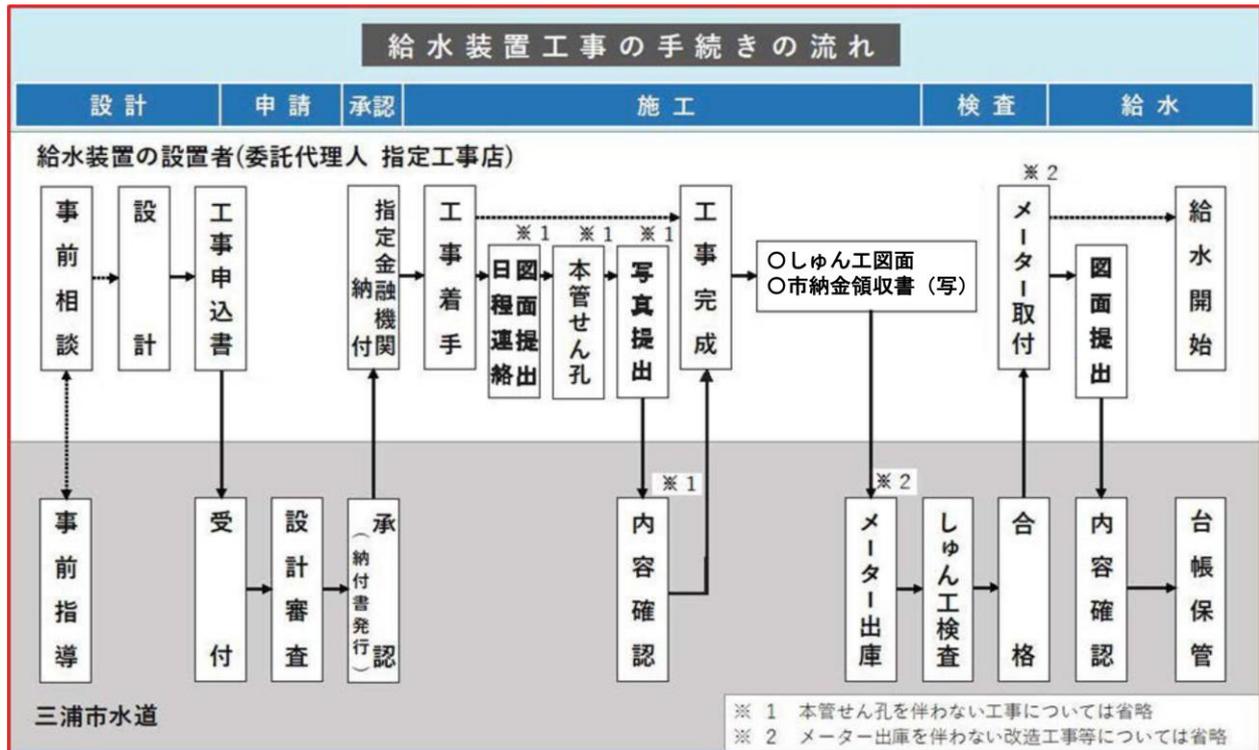
## 給水装置工事の手続きについて

はじめに

住宅等の新築や改築、又は解体をするときは、同時に水道を利用（又は廃止）するために給水装置の新設や改造、撤去の工事が必要となります。

給水の申込み（廃止）手続きは、利用者（設置者）からの委託を受けて三浦市の指定給水装置工事事業者（以下「指定工事店」という。）が給水装置工事の申込みを行います。

水道を利用、給水を受けるための一般的な工事の申込み事務手続きについて説明します。



### 1 事前相談

給水装置工事の依頼を受けた指定工事店は、給水工事の場所、給水の用途、設置箇所・個数、給水用具の種類等について依頼人の希望等を聴取します。また、土地・家屋等の利害関係人についても把握し利害関係人がいる場合は、その同意を得ておくように、更に、家を新築又は、改築に伴う給水装置工事については、建築確認証、建築確認済証又は給水証明の写しを用意するように依頼人に伝えます。

### 2 設計

建築の設計図及び現地調査、依頼人の希望等を踏まえ、配管図面を作成します。

この図を基に「同時使用率」、又は、「同時使用水量比」から同時使用水量（計画使用水量）を求め、末端の給水用具の使用に支障がないよう水理計算確認をして口径を決定します。

また、工法・管種・使用材料等、詳細設計については、三浦市給水装置工事設計施行基準及び三浦市給水装置工事取扱要領に基づき行います。

3 給水装置工事申込書の作成

給水装置工事申込書（第1号様式（以下「工事申込書」という。））に必要事項を記入します。

第1号様式												
第 号 給水装置新設工事申込書 三浦市長 殿					地区別	専第		号				
設計審査 年 月 日 本管・支分 年 月 日 用 途 マーター m <sup>3</sup> /m No. 号 指針 m <sup>3</sup>					住所 申込み ②		申込者					
① 所有者の同意等					所有権移転 年 月 日 取 扱 印		使用者 ③					
受付					承認		委任状 私はこの度下記指定給水装置工事事業者を代理人に定め 上記工事手続き並びに市納入金の件一切を委任します。 委任代理人 住 所 _____ 氏 名 ⑤ 委 任 者 住 所 _____ 氏 名 _____ 施工業者 ⑥ 主任技術者氏名 ⑦					
諸届					水道利用加入金 口径 m/m 消費税及地方税 円		④					
設 計 審 査	課長	使 用 材 料			設 計			精 算				
	主 査	名 称	口径	数 量	単 位	名 称	数 量	単 位	金 額	数 量	単 位	金 額
技 術 審 査	技術審査	⑧			市							
調 定 精 算	決 裁	主 査			施							
	検 査	検針簿作成	開 栓	精 算	工							
	月 日	月 日	月 日	月 日	分							
					小 計							
					消費 税							
					計							
					手数料	設計審査手数料		7,500 円				7,500 円
						しゅん工検査手数料		5,500 円				5,500 円
						計		円				円
					工 事 代			円				円
					合 計			円				円

- ① 装置場所欄 給水装置を設置する場所の地番を記入
- ② 申込者欄 給水装置の所有者（依頼人）となる方の住所・氏名（ふりがな）を記入
- ③ 使用者欄 給水装置を使用し水道料金を支払う方の氏名を記入
- ④ 代理人欄 代理人となる方の住所・氏名を記入（申込者が三浦市民又は三浦市内に居住する場合は、必要ありません。未記入のままにしてください。申込者が三浦市内に居住しない場合は、三浦市民を指定していただきます。）
- ⑤ 委任状欄 委任代理人の住所・氏名（この住所・氏名は、工事の手続きの委任を受けた指定工事店をいいます。）を記入  
委任者の住所・氏名（この住所・氏名は、申込者欄と同一）を記入
- ⑥ 施工業者欄 委任代理人と同一の指定工事店名を記入
- ⑦ 主任技術者氏名 この給水装置工事を担当する給水装置工事主任技術者の氏名を記入
- ⑧ 使用材料欄 この給水装置工事に使用する材料について記入

申込時には、配管図（設計図面を別紙（A4 又はA3）に記載したもの）を添付します。

#### 4 工事の申込み

給水装置工事の申込みは、3で記入作成した「工事申込書」を含め次の書類を三浦市水道に提出します。

- (1) 工事申込書
- (2) 配管図
- (3) 建築確認証、建築確認済証又は給水証明の写し
- (4) その他

- 住民票の写し（水道利用加入金の減額対象者が申込者の場合に限りです。）

工事を申込み1年以上前から三浦市民で給水装置を所有しない方が、自ら居住するための目的で給水装置工事（メーター口径 20mm 以下）を申込みときは、加入金の減額対象者となります。

- 三浦市水道（市長）が必要と認める書類

#### 5 受付・審査・承認

- (1) 受付

工事申込書の記載内容及び添付書類を確認し不備がなければこれを受理します。

- (2) 設計審査

三浦市給水装置工事設計施行基準及び三浦市給水装置工事取扱要領に基づき申込み工事について設計審査をします。必要に応じて修正依頼や指導を行います。

軽微な修正・指導については、配管図に修正・指示等コメントを記載します。

給水装置の構造及び材質基準に照らし重大な不備等が認められる場合又は、配水本管に著しく影響を及ぼす場合は、工事依頼者との協議を促し、再設計後、改めて工事の申込みをしていただきます。

(3) 承認

5 (1) (2)で重大な不備が特に認められない申込み工事については、工事申込書に承認印を押印し、その写しを返却します。承認の際、納付書（工事に伴い市に収めていただく金額を記載した納入通知書）を発行しますので遅滞なく納付してください。

(4) 承認までの事務処理期間

工事申込書の受付・設計審査・承認に係る標準事務処理期間は、14日間です。

なお、不備な工事申込書を補正するための期間は、標準事務処理期間に含まれません。

6 施工

設計審査・承認を受けた配管図及び三浦市給水装置工事設計施工基準及び三浦市給水装置工事取扱要領に基づき、誠意をもって工事を施工します。

承認配管図に従い施工、配管するのが原則ですが、配管や使用材料等に変更が生ずる場合は、事前に三浦市水道と協議した上で施工してください。

大幅な変更については、「給水装置設計変更届」（第3号様式）を提出し再度設計審査を受ける必要があります。（三浦市給水装置工事取扱要領第10章3を参照のこと。）

○本管分岐・せん孔を伴う申込み工事について

(1) 本管分岐施行カードの提出

三浦市水道事業の配水管からの分岐工事は、本管せん孔を含め指定工事店の配管技能者等、有資格者が施工し、施工後、速やかに写真を提出してください。

本管せん孔予定日 が決まったら、「本管分岐施行カード」を三浦市水道に提出し日程を調整してください。

本管分岐施行カード

4 (4) に準じ、承認済みの

工事申込書と配管図の写しを セットとし、諸届欄に「本管分岐施行カード(第4号様式)」印を押印したものを「本管分岐施行カード」とします。

工 事 台 帳	受付	承認	私 上 記  委任代理人  委 任 者  施工業者 株式会社						
	諸届								
	<table border="1"> <tr> <td>本管分岐施行カード</td> <td>業 者</td> </tr> <tr> <td>1. 申込〇年〇月〇日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 本管施行を〇月〇日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">頃お願いします。</td> </tr> </table>			本管分岐施行カード	業 者	1. 申込〇年〇月〇日		2. 本管施行を〇月〇日	
本管分岐施行カード	業 者								
1. 申込〇年〇月〇日									
2. 本管施行を〇月〇日									
頃お願いします。									
課 長	使 用 材 料		認						
	名 称	口 径	数 量	単 位	名 称				
	サドル付分水栓	75X25	1	個	市サドル付分				
	LCP	φ25	3.4	m	DPφ75				

(2) 道路占用・掘削及び道路使用許可等の確認

本管分岐施行カード提出の際、道路占用・掘削許可証及び道路使用許可証並びに市納金領収書の提示又はそれらの写しを提出してください。

許可等の確認が取れない申込み工事については、本管せん孔は認められません。

(3) 資格者等の確認

市の配水管からの分岐工事（せん孔を含む。）は、給水装置工事配管技能者、各種配管講習修了者等の有資格者が施工します。確認のため資格者証等の写しを提出してください。

(4) 写真の提出

本管分岐箇所から第1止水栓までの使用材料、本管分岐箇所から第1水栓までの水圧試験状況、防食コアの挿入状況、配管の埋設状況（延長、土被り、オフセット等）の写真を提出してください。

7 工事完成

配管工事が完成したならば、まず、しゅん工図を作成します。

現場施工する上で多少の寸法差等が生じてきます。現地施工の配管をできるだけ忠実に図面に再現し、しゅん工図を作成してください。

(1) メーターの出庫

メーターの出庫には、① 給水申込（開始）届 に ② 工事完成届、③ 市納金領収書の写しを添付し提出します。

① 給水申込（開始）届

給水申込届（第10号様式）に必要事項（下記記入例のとおり 開始を○で囲み、□に囲まれた部分）を記入したものを。

第10号様式（第11号、第13号、第17号関係）

**記入例**

給水申込(開始・再開・中止・廃止)届

三浦市長

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 三浦市城山町〇番〇号

申込者(印) 氏名 三浦市 電話 046-881-0000

三浦市水道事業給水条例第14条並びに条例第23条第1号の規定により下記のとおりお届けします。

給水装置の設置場所	三浦市 経路町下宮田〇〇〇番地	種別	
使用者氏名及び居住所	氏名 三浦市 電話 046(882)0000		
納入通知書を送付先	住所 三浦市城山町〇番〇号	GL/法面	
用途別	一般用 別荘用 業務用(業種)		
給水装置の種類及び番号	[専用]・私設用(火せん 第〇〇〇〇〇号)		
メーター口径及び口径	口径 20 mm	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
料金支払方法	1 納入通知書 2 口座振替 (お振替が三浦市で口座を開設していない場合は) 3 その他		
給水装置の所有者	住所 三浦市城山町〇番〇号		
共同給水装置の場合	住所 氏名		
届出の区分及び執行年月日	[新規開始]・再開・中止・廃止 □ 給水条例第40条を適用		
メーター	番号		
検定期限	年月日		
検針費	円		
検針書			
水納金別合			
月分	円		
月分	円		
計	円		

水メーター保管費  
水メーターを確実に保管します。

住所 三浦市城山町〇番〇号  
氏名 三浦市

使用者又は所有者、若しくは管理人（給水条例第18条）原則として同一人とします。

② 工事完成届

6 (1) 同様に承認済みの工事申込書としゅん工図の写しをセットとし、諸届欄に「工事完成届(第5号様式)」印を押印したものを「工事完成届」とします。

工 事 台 帳	受付	承認			私はこ 上記工事 住 任代理人 氏 住 任者 氏 施工業者 株式会社 三浦		
							
	諸届 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">工事完成届 業者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 本工事が平成〇〇年〇月〇日に完成しました。</td> </tr> </table>					工事完成届 業者	
工事完成届 業者							
1. 本工事が平成〇〇年〇月〇日に完成しました。							
設	課長	使用材料			設		
		名 称	口径	数 量	単 位	名 称	数
		サドル付分水栓	75X25	1	個	サドル付分水栓	1
		LCP	φ25	3.4	m	DPφ75×25	1

③ 市納金領収書の写し

工事に係る市納金の納入が確認できない申込み工事については、メーターの出庫及びしゅん工検査を行うことはできません。

※ メーターは、しゅん工検査時に市の検査員がお渡しします。

工事完成前に建築工事用としてメーターを出庫し給水を開始したい場合は、給水申込(開始)届の「使用者氏名・住所」欄及び「納入通知書等送付先」欄は、工事業者等、実際に水道を使用する者とし、「用途」欄は **工事用** として提出します。なお、この場合は、直接メーターをお渡しします。

8 しゅん工検査

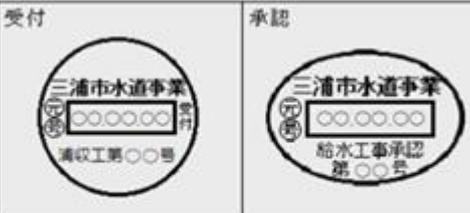
工事が完成し給水を開始する前に三浦市水道の職員がしゅん工検査を実施します。しゅん工検査には、工事を担当した主任技術者が必ず立ち会わなければなりません。検査の申込みは、検査日の1週間前までに「しゅん工検査カード」を提出し余裕をもって日程の調整をしてください。

(しゅん工検査は、平日の火・水・木曜日です。月・金曜日には、検査を行いません。)

検査で指摘を受けないように現場施工としゅん工図の整合の再確認をお願いします。また、事前に水圧試験を実施し漏水が無いことを確認しておいてください。

(1) しゅん工検査カード

7 (1) ② 同様に承認済みの工事申込書と しゅん工図の写しをセットとし、諸届欄に「しゅん工検査カード(第6号様式)」印を押印したものを「しゅん工検査カード」とします。

工 事 台 帳	受付	承認	私はこ 上記工事 住 任代理人 氏 住 任 者 氏 施工業者 株式会社三浦						
									
	諸届								
	<table border="1"><tr><td>しゅん工検査カード</td><td>業 者</td></tr><tr><td>1. 令和〇年〇月〇日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">頃検査をお願いします。</td></tr></table>		しゅん工検査カード	業 者	1. 令和〇年〇月〇日		頃検査をお願いします。		
しゅん工検査カード	業 者								
1. 令和〇年〇月〇日									
頃検査をお願いします。									
設 計	使 用 材 料			設					
	名 称	口 径	数 量	単 位	名 称	数			
	サドル付分水栓	75X25	1	個					
	LCP	φ25	3.4	m					

(2) 水圧試験における注意事項

水圧試験に必要な機材等は、指定工事店が用意します。

メーターの継手がユニオン式の場合、口径φ13mm用はネジ山が、舶来(金門)ネジ、口径φ20mm用以上は上水ネジです。水圧試験器の接続時には、注意してください。

9 メーター取付

しゅん工検査に合格した給水装置にメーターを取付けます。

メーター取付日をもって給水が開始され使用量に応じ水道料金が課されます。

工事用としてメーターを出庫し既に給水を開始している給水装置については、受け渡し後、使用者変更(工事業者等 → 給水装置所有者等)及び用途変更(工事用 → 一般用等)を怠らないようにお願いします。

使用者変更及び用途変更については、水道料金等徴収事務委託業者への電話連絡でも受付けています。

10 配管図の提出

しゅん工検査に合格し全ての工事が完了した後、速やかに配管図を提出してください。  
(メールでの提出も可能です)

11 確認と保管

配管図が記入された工事申込書の内容を確認し、部内処理を済ませた後、給水装置工事台帳として永年保存します。

以上が、一般的な工事の申込み事務手続きの流れです。

給水装置工事に関する問合せ先

三浦市上下水道部給水課

電話 046-882-1111(代)

内線： 386 388

FAX 046-881-6307

e-mail [suidou0201@city.miura.kanagawa.jp](mailto:suidou0201@city.miura.kanagawa.jp)

水道利用加入金の額（第 34 条の 3）

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	水道利用加入金額	消費税相当額	計
口径 13 mm	140,000 円	14,000 円	154,000 円
口径 20 mm	140,000 円	14,000 円	154,000 円
口径 25 mm	410,000 円	41,000 円	451,000 円
口径 40 mm	1,490,000 円	149,000 円	1,639,000 円
口径 50 mm	2,740,000 円	274,000 円	3,014,000 円
口径 75 mm	5,630,000 円	563,000 円	6,193,000 円
口径 100 mm	12,000,000 円	1,200,000 円	13,200,000 円
口径 150 mm	34,810,000 円	3,481,000 円	38,291,000 円
口径 200 mm	74,240,000 円	7,424,000 円	81,664,000 円

- ※ 給水装置工事の申込みの日の 1 年以上前から三浦市に住む（住民登録している）方が、自ら居住用に建築する住宅又は自ら居住している住宅のうち、その給水目的が主として家事に使用するもので、メーター口径が 20 ミリメートル以下の給水装置の新設工事に係る加入金の額は、7 万円に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額とする。（計 77,000 円）  
（ただし、既に給水装置を所有している方については、上記特例の対象とはならない。）

手数料（第 35 条）

指定給水装置工事事業者の指定手数料	1 件につき	10,000 円
指定給水装置工事事業者証の再交付手数料	1 件につき	5,000 円
給水装置工事設計審査手数料	1 件につき	7,500 円
給水装置工事しゅん工検査手数料	1 件につき	5,500 円
配水管又は給水装置に係る図面の写しの交付手数料	1 件につき	300 円





給水装置工事設計変更（申込取消）届

三浦市長

年 月 日

住所  
申込者  
氏名

㊤

下記のとおり給水装置工事の設計変更（申込取消）をしたいので、三浦市水道事業給水条例施行規則第4条の規定によりお届けします。

申込年月日	年 月 日	課 長
工事の種別	新 設      増 設      改 造      撤 去	
工事場所	三浦市	GL/主査
工事施工者	指定給水装置工事事業者名	
設計変更の場合 の変更要点		課 員
工事施工承認 番 号	第                  号	

第 4 号様式

本管分岐施行カード	業者
1 申込 年 月 日	
2 本管施行を 月 日 頃お願いします。	

第 5 号様式

工 事 完 成 届	業者
1 本工事が 年 月 日に完成しました。	

第 6 号様式

しゅん工検査カード	業者
1 年 月 日 頃検査をお願いします。	

水道番号						履歴	

## 給水申込(開始・再開・中止・廃止)届

三 浦 市 長

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

申 込 者 \_\_\_\_\_ (方書)

氏 名 \_\_\_\_\_ 電 話 \_\_\_\_\_

三浦市水道事業給水条例第 14 条並びに条例第 23 条第 1 号の規定により下記のとおりお届けします。

給水装置の設置場所	三浦市					決 裁 欄
使 用 者 氏 名 及 び 旧 住 所	フリガナ		電 話	自宅・勤務先・携帯		
	氏 名					
	旧住所					
納入通知書等送付先 <small>給水の場所と異なる場合のみ記入してください。</small>	フリガナ		電 話	自宅・勤務先・携帯		
	氏 名					
	住 所					
用 途 別 <small>該当するものに○をしてください。</small>	一般用          別荘用          業務用（業種： <small>業種はなるべく詳しく記入してください。</small> ) 寮・保養所用   公衆浴場用   官公署用   工事用   その他（          )					
給水装置の種別及び番号	専用・私設消火せん          第          号					
メーター口径及び 希望年月日	口 径	mm	年	月	日	
料 金 支 払 方 法	1 納入通知書   2 口座振替（旧住所が三浦市で口座を使用していた場合）   3 その他					入 力
給水装置の所有者	住 所					
	氏 名					
共同給水装置の場合 管 理 者	住 所					確 認
	氏 名					
届 出 の 区 分 及 び 執 行 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 新規開始・再開・中止・廃止 <input type="checkbox"/> 給水条例第 40 条第 1 項を適用					
	年          月          日					
メーター	口 径	mm	業 種	計 算		
	番 号	号	<b>水道メーター保管証</b> 水道メーターを確かに保管します。  住 所 _____  氏 名 _____			
	検定期限	年          月				
	指 針	m <sup>3</sup>				
検 針 者						
未 納 料 金 照 合						
		月分	円			
		月分	円			
		計	円			

水道番号							履歴	

代理人選定(変更)届

三浦市長

年 月 日

給水装置所有者

三浦市水道事業給水条例第15条の規定により、下記のとおり代理人を選定(変更)したのでお届けします。

給水装置の設置場所	三浦市	課長
給水装置の種別	専用 ・ 私設消火せん	GL/主査
給水装置の番号	第 号	課員
代理人住所氏名	Ⓜ	

水道番号							履歴	

管理人選定(変更)届

三浦市長

年 月 日

給水装置共有者 氏名

又は(連名)

三浦市水道事業給水条例第16条の規定により、下記のとおり管理人を選定(変更)したのでお届けします。

給水装置の設置場所	三浦市	課長
給水装置の種別	専用 ・ 私設消火せん	GL/主査
給水装置の番号	第 号	課員
建物の名称		
管理人の住所氏名	Ⓜ	

第 12 号様式（裏面）参考

受 水 槽 ( 貯 水 槽 )	材 質 : <input type="checkbox"/> 鋼板製 <input type="checkbox"/> SUS 製 <input type="checkbox"/> FRP 製 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 規 模 : 縦 (m) × 横 (m) × 高さ (m) 容 量 : m <sup>3</sup>
備 考	

注) 1 受水槽欄

- ① 材質は、該当するものに  チェックまたは、 黒く塗りつぶしてください。その他の場合は、( )内に材質を記入してください。
- ② 規模は、受水槽の大きさ、縦・横・高さ 外寸を記入してください。
- ③ 容量は、有効容量を記入してください。

2 備考欄には、管理人の連絡先電話番号及びメールアドレス等を記入してください。

給水装置用途変更届

水道番号						履歴	

三浦市長

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

使用者 (方書) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

三浦市水道事業給水条例第 23 条第 2 号の規定により、下記のとおり用途変更したいのでお届けします。

給水装置の設置場所	三浦市	課 長
給水装置の番号	第 号	
変更年月日	年 月 日	GL/主査
新用途 <small>該当するものに○をしてください。</small>	一般用 別荘用 業務用 (業種: _____) <small>業種はなるべく詳しく記入してください。</small> 寮・保養所用 公衆浴場用 官公署用 工事用 その他 ( _____ )	課 員
旧用途	用	
変更理由		

給水装置所有権移転届

水道番号						履歴	

三浦市長

年 月 日

新所有者

電話 ( )

三浦市水道事業給水条例第 24 条第 1 号の規定により、下記のとおり所有権を移転したのでお届けします。

給水装置の設置場所	三浦市	課 長
給水装置の種別番号	専用・私設消火せん 第 号	
新所有者	住 所	GL/主査
	フリガナ	
	氏 名	
旧所有者	住 所	課 員
	フリガナ	
	氏 名	
移 転 年 月 日	年 月 日	

給水使用者変更届

水道番号						履歴	

三浦市長  
年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
 申込者 (方書) \_\_\_\_\_  
ふりがな  
 氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

三浦市水道事業給水条例第 24 条第 2 号の規定により、下記のとおり使用者の変更をお届けします。

給水装置の設置場所	三浦市 (方書)						課長	
新使用者	<small>ふりがな</small> 氏名				電話	自宅・勤務先・携帯		GL/主査
	旧住所							
納入通知書送付先 (給水の場所と異なる場合のみ記入してください。)	住所							課員
	<small>ふりがな</small> 氏名				電話	自宅・勤務先・携帯		
用途別 (該当するものに○をしてください。)	一般用      別荘用      業務用 (業種: _____) <small>業種はなるべく詳しく記入してください。</small> 寮・保養所用      公衆浴場用      官公署用      工事用      その他 ( _____ )						入力	
変更日(使用開始日)			旧使用者氏名					確認
料金支払方法	1 納入通知書    2 口座継続 (旧住所が三浦市で口座を使用していた場合)    3 その他							
給水装置の所有者	住所				氏名			
給水装置の種別及び番号	専用・私設消火せん	第	号	業種	口径			

給水装置所有者(代理人)変更届

水道番号						履歴	

三浦市長  
年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

三浦市水道事業給水条例第 24 条第 4 号の規定により、下記のとおり変更したのでお届けします。

給水装置の設置場所	三浦市						課長	
給水装置の種別及び番号	専用・私設消火せん 第 _____ 号							
所有者 又は 代理人	氏名	<small>ふりがな</small>					GL/主査	
		変更後						
		<small>ふりがな</small>						
	住所	変更前					課員	
		変更後						
		変更前						
変更年月日	年 月 日							